令和８年度採用試験問題

【行政法】

以下の［事実関係］を前提に、［参照条文］に掲げている関係法令等の抜粋を適宜参照しながら、〔問１〕及び〔問２〕に答えなさい。

［事実関係］

１　Ａ市は、近年、生活に困難を抱える若年者が増加していることに鑑み、若年者の就労と自立を支援するため、Ａ市若年者就労支援条例を制定し、同条例に基づき、一定の要件を満たす若年者の就労を支援する事業（以下「本件事業」という。）を実施している。

また、Ａ市は、Ａ市行政手続条例５条に基づき、本件事業の審査基準として、Ａ市若年者就労支援事業実施要綱を定めて公表している。

２　Ａ市は、本件事業の実施に当たり、支援対象者の該当性を迅速かつ効率的に判断するため、人工知能（ＡＩ）を活用して申請者の就職可能性を評価する情報処理システム（以下「本件評価システム」という。）を導入している。

本件評価システムは、過去の支援実績等のデータを用いて構築されたアルゴリズムにより、申請者の年齢、就労期間、離職回数、資格保有の有無、学歴などの申請者の客観的指標を分析して、申請者の就職可能性の程度を数値化して評価する仕組みとなっている。

また、Ａ市は、限られた予算の下で就労支援の効果を高めて支援後の就職率・定着率の成果を向上させる観点から、本件評価システムでは、支援後に比較的短期間で就職に至る可能性のある申請者ほど高い数値になるように運用されていた。

なお、A市は、本件評価システムにおいて各要素の重み付けがどのように設定されているか等について公表していない。

3　制度上、本件評価システムは、あくまで判断を補助するための参考資料として活用されることとなっていたが、実際には、A市の担当部署では、本件評価システムの評価結果を覆すには手続が煩雑であるため、申請者の離職理由等を個別に調査することはなく、本件評価システムの評価結果が基準値を下回る場合には、「支援対象者に該当しない」旨の判断を行うという運用がなされていた。

4　X（２７歳）は、約５年前に大学を卒業し、それ以降A市内で継続的に居住する者である。Xは、大学卒業後に正社員として民間企業Yに就職したが、Yの業績が著しく悪化したため、拠点閉鎖に伴う整理解雇により、入社から約２年で離職を余儀なくされた。Xの勤務態度に全く問題はなく、この離職は、専らY側の事由によるものであった。

その後、Xは、アルバイトで生計を維持しながら求職活動を続けていたが、物価上昇の影響もあり、生活に余裕のない状況が続いていた。

Xは、自分が専門的技能や資格を有していないために就職できていないと考え、安定した職業に就くために職業訓練を受けることを希望し、A市に対して本件事業の利用をオンラインで申請した。Xは、その申請に際し、自由記載欄に、求職活動を継続していることや、職業訓練を受講することで就職しやすくなると考えていること等を入力した。

5　しかし、Xの申請については、本件評価システムの評価結果が基準値を下回ったため、A市は、Xを「支援対象者」に該当しないと判断し、その旨を書面でXに通知した。その通知書には、「申請内容を総合的に

考慮した結果、支援対象者には該当しないと判断しました」とのみ記載されていた。

6　Xは、A市の判断に納得できず、A市に情報公開請求を行ったところ、①本件評価システムが申請者の客観的指標を分析して就職可能性の程度を評価するものであること、②本件評価システムが比較的短期間で就職に至る可能性のある申請者を高く評価する仕組みとなっていること、③本件評価システムの評価結果が基準値を下回る場合には、特段の事情がない限り「非該当」として処理する運用がなされていること、④特段の事情があると認める場合には、それを証する資料を用いて関係部署と協議した上で判断理由を記録する手続となっていることを知るに至った。

7　Xは、A市の対応において自分の支援の必要性が十分に考慮されていないと感じているとともに、A市の判断が相対的に就職しやすい者にとって有利な方向に偏っているのではないかと疑問を抱いている。

〔問１〕

Xは、A市の対応に対して取消訴訟を提起することを考えているが、その可否について論じなさい。

〔問２〕

Xは、問１の取消訴訟において、A市の対応の違法性に関してどのような主張を行うことが考えられるか。その可否について論じなさい。

なお、条例及び要綱の違法性については論じる必要はない。

［参照条文］

○ Ａ市若年者就労支援条例

（目的）

第１条　この条例は、近年、生活に困難を抱える若年者が増加していることが喫緊の課題となっていることに鑑み、若年者の就労及び自立を支援するため、若年者に対する就労の支援の実施に関し必要な事項を定めることにより、若年者の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「若年者」とは、市内に住所を有する者のうち、おおむね１８歳以上３５歳未満の者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、生活に困難を抱える若年者が自立した生活を営むことができるよう、若年者に対する就労の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（支援対象者）

第４条　この条例に基づく支援（以下「就労支援」という。）の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する若年者であって、就労支援を行うことが適当であると認められるものとする。

一　市内に継続して３年以上居住すること。

二　就労に関して支援を必要とする事情があること。

三　就労の意欲があること。

（申請）

第５条　就労支援を受けようとする者は、市長に対し、書面又は市が提供する電子申請システムを利用する方法により申請しなければならない。

（支援対象者該当性の判断）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その申請を行った者（以下この条及び次条において「申請者」という。）の就労状況、求職活動の状況、生活状況その他の事情を総合的に考慮し、申請者の就労支援の必

要性及び就労支援による就労可能性を踏まえて、当該申請者が支援対象者に該当するかどうかを判断するものとする。

（判断結果の通知）

第７条　市長は、前条の判断の結果（以下「判断結果」という。）を、速やかに、申請者に対して通知するものとする。

（通知の方法）

第８条　前条の通知は、書面の送付による方法により行うものとする。

（就労支援の実施）

第９条　市長は、第６条の規定により支援対象者に該当すると判断したときは、当該支援対象者に対し、次に掲げる支援の全部又は一部を実施することができる。

一　求職活動に関する相談及び助言

二　職業訓練の受講に関する支援

三　資格取得に要する費用の補助

四　前各号に掲げるもののほか、就労及び自立に資するものと認められる支援

２　前項第３号に掲げる補助の内容、方法及び上限額は、市長が別に定める。

３　市長は、第１項の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係機関と連携することができる。

（調査及び資料の提出）

第１０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、申請者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出若しくは説明を求めることができる。

（関係機関との連携）

第１１条　市は、支援対象者に対する就労支援を効果的に実施するため、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○ Ａ市若年者就労支援事業実施要綱〔抜粋〕

（趣旨）

第１条　この要綱は、Ａ市が実施する若年者就労支援事業（以下「本事業」という。）に関し、Ａ市若年者就労支援条例（以下「条例」という。）に基づき行われる支援対象者（条例第４条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）の該当性に関する判断に当たり考慮すべき事項その他の本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（判断に当たり考慮すべき事項）

第２条　市長は、条例第６条の規定に基づき申請者が支援対象者に該当するか否かを判断するに当たっては、申請書に記載された情報又は申請者が入力した情報その他市が保有する情報を踏まえ、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

一　現在の就労状況及びこれまでの就労履歴

二　求職活動の状況

三　生活状況その他就労の支援の必要性に関する事項

四　迅速かつ効果的な支援の実施に必要な事項

五　前各号に掲げるもののほか、個別の事案に即した総合的な判断を行うために必要な事項

（判断を補助するための情報処理システムの活用）

第３条　市長は、前条の事項を考慮して支援対象者の該当性を判断するに当たり、その判断の迅速性及び効率性を確保する観点から、その判断を補助するため、情報処理システムを活用することができる。

２　前項の情報処理システムは、市長の判断をそのまま代替するものではなく、あくまでもその判断を行う際の参考資料として用いられるものであることに留意するものとする。

（個別事情の考慮）

第４条　前条第２項の趣旨に照らし、同条第１項の情報処理システムによる分析結果がある場合であっても、市長は、申請者の具体的な事情にも配慮しつつ、必要に応じて追加的な調査又は検討を行うものとする。

…（以下略）…

○ Ａ市行政手続条例〔抜粋〕

（目的）

第１条　この条例は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第４６条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関して共通する事項を定めることにより、Ａ市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　条例等　Ａ市（以下「市」という。）の条例及び市長の規則をいう。

二　処分　処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三　申請　条例等に基づき、市長の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して市長が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四～九　（略）

（審査基準）

第５条　市長は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

２　市長は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

３　市長は、行政上特別の支障があるときを除き、その申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第６条　市長は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査、応答）

第７条　市長は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第８条　市長は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。

２　前項に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

○ 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）〔抜粋〕

（抗告訴訟）

第３条　（略）

２　この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

３～７　（略）

（原告適格）

第９条　処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

２　（略）

（裁量処分の取消し）

第３０条　行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。